

千葉県告示第 8 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 3 6 条第 1 項、第 5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定により、次の事業者を指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したので、法第 5 1 条第 1 号、第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 1 号の規定により告示します。

令和 7 年 9 月 2 4 日

千葉市長 神 谷 俊 一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
相談支援事業所 nine 千葉県千葉市稲毛区萩台町 664-50	株式会社グロー 千葉県市原市惣社 1-3-13 代表取締役 石渡 純也	令和 7 年 9 月 1 日	1230101246 1270100843	特定相談支援 障害児相談支援
なぎ訪問介護ステーション 千葉県千葉市中央区新田町 32-7 斉藤ビル 2 階	株式会社スリーフワールド 千葉市美浜区幸町 1-1-111 代表取締役 三田 大介	令和 7 年 9 月 1 日	1210107353	居宅介護
ネコロボマン訪問介護 千葉都町店 千葉県千葉市中央区都町 1-45-14 201	株式会社リリィケア 千葉県千葉市中央区都町 1-45-14 代表取締役 玉木 政仁	令和 7 年 9 月 1 日	1210107320	居宅介護 重度訪問介護